

# 令和元年塩尻市議会 7 月臨時会提出案件

## I 提出案件数

提出案件	9 件
事件案件	5 件
報告案件	4 件

## II 提出案件の概要

### 【事件案件】

#### 1 広丘児童館建設工事請負契約の締結について

広丘児童館建設工事に係る請負契約を締結することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

#### 2 小学校空調設備整備工事（第 1 工区）請負契約の締結について

塩尻東小学校及び吉田小学校の空調設備整備工事に係る請負契約を締結することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

#### 3 小学校空調設備整備工事（第 4 工区）請負契約の締結について

広丘小学校及び洗馬小学校の空調設備整備工事に係る請負契約を締結することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

#### 4 中学校空調設備整備工事（第 1 工区）請負契約の締結について

塩尻中学校及び丘中学校の空調設備整備工事に係る請負契約を締結することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるもので

す。

## 5 中学校空調設備整備工事（第2工区）機械設備工事請負契約の締結について

広陵中学校、塩尻西部中学校及び檜川中学校の空調設備整備工事のうち、機械設備工事に係る請負契約を締結することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

（以上 教育総務課）

### 【報告案件】

#### 1 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

##### (1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る7月4日に専決処分したので報告するものです。

##### (2) 概要

ア 損害賠償の額	34,560 円
	市側の過失割合 100パーセント
イ 事故発生年月日	平成31年4月24日
ウ 事故発生場所	塩尻市大字広丘高出1847番地12
エ 事故の状況	

塩尻市宮野球場で高校生が野球の練習を行っていた際、ボールが防球ネットが設置されていない箇所から当該野球場の外に飛び出し、建設中のアパートの窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを破損させてしまったものです。

#### 2 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

##### (1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る7月4日に専決処分したので報告するものです。

##### (2) 概要

ア 損害賠償の額	10,800 円
	市側の過失割合 100パーセント
イ 事故発生年月日	令和元年5月9日
ウ 事故発生場所	塩尻市大字広丘高出1847番地12
エ 事故の状況	

塩尻市営野球場で高校生が野球の練習を行っていた際、ボールが防球ネットが設置されていない箇所から当該野球場の外に飛び出し、建設中のアパートの窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを破損させてしまったものです。

(以上 スポーツ推進課)

### 3 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

#### (1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る7月9日に専決処分したので報告するものです。

#### (2) 概要

ア 損害賠償の額 21,000 円  
市側の過失割合 100パーセント

イ 事故発生年月日 令和元年6月17日

ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘吉田  
市道上り側道吉田赤木線

エ 事故の状況  
市道上り側道吉田赤木線を東へ走行中の自動車が、道路の舗装の欠損部に車輪を落とし、左側前輪のタイヤ及びホイールを破損したものです。

(建設課)

### 4 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

#### (1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る7月11日に専決処分したので報告するものです。

#### (2) 概要

ア 損害賠償の額 19,040 円  
市側の過失割合 100パーセント

イ 事故発生年月日 令和元年6月17日

ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘原新田  
塩尻市立広丘小学校駐車場

エ 事故の状況  
広丘小学校の駐車場に設置していた案内板が強風により倒れ、当該駐車場に駐車していた相手方自動車の車体後部等を破損させてしまったものです。

(教育総務課)